

議案第39号

財産区有財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、下記のとおり天理市二階堂上ノ庄町財産区有財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成26年6月9日提出

天理市長 並 河 健

記

1 無償譲渡をする財産

ため池

所在 天理市二階堂上ノ庄町215番1

地積 23, 568 m²

堤

所在 天理市二階堂上ノ庄町215番2

地積 5, 143 m²

2 無償譲渡の相手方

認可地縁団体 二階堂上ノ庄町自治会

代表 井 南 昭 次

3 無償譲渡の理由

当該財産は、二階堂上ノ庄町自治会の農業及び防災用貯水池として利用されており、平成26年2月14日付けで同自治会が地方自治法第260条の2第1項の規定に基づく地縁による団体として認可を受け、今後は同団体の財産として管理を行うため、当該財産を無償で譲渡するものである。